

昭和二十七年二月一日
昭和二十六年六月十三日
第三種郵便物認可
国府庁直等別系路維法特一〇九九号

經濟論叢

第104卷 第1号

国家独占資本主義と独占価格 ……………池 上 惇 1

アメリカの対英政策の転換と
イギリスにおける財政・通貨危機 ……………坂 井 昭 夫 18

書 評

G. S. パチンチェフ『矛盾と弁証法』
(武井勇四郎訳, 合同出版, 1969)……………出 口 勇 藏 41

シャルル・ベトウレイム著 梅津和郎訳
『經濟開発と計画』(雄渾社, 1969年)……………本 山 美 彦 46

昭和44年7月

京 都 大 学 經 濟 學 會

《書 評》

G. S. バチンチェフ『矛盾と弁証法』

(武井勇四郎訳, 合同出版, 1969)

出 口 勇 蔵

I

昨年11月号の本誌によせた拙稿「生産力と生産関係との論理的な関係」にたいして、好意的な批評を加えてくれた人々から、わたくしの自論の積極的な展開が不十分であるという不平を聞くことができた。それはうれしい小言であった。しかしながら、わたくしにとっては、学界で生産力と生産関係との関係として主張されていることが、そのままでは承認できないということが、もっとも大切な論点であったのである。そこには、対象の弁証法的な構造も、主観の弁証法的なつかみ方も、対象と主観とのあいだにみられる弁証法的な構造連関も、よくわからないままになっている。普通には、生産力の側面と生産関係の側面がならべ立てられて、それらを統一的に収めているのが生産様式だといわれるのだが、それでは満足できないと、わたくしはいいたかったのである。生産力と生産関係とがただ並列しており、それらが更に外延の大きな生産様式という概念の中にとりこまれるといわれるだけでは、弁証法の論理構造が少しも明らかではない。並立と対立との区別も十分につかぬままに、主観的にだけ、生産力と生産関係が統一されているように思われているだけのことであって、客観的な論理構造が説かれているのではないのである。

わたくしの試論は、対象そのものの中に、対立面と統一面とがはなれがたく結びついた形で存在しており、対立していることによって統一され、統一されながら対立している、その二面をば、あるがままに把握することが弁証法的論理だということを、論じたつもりである。弁証法が二重の対立の論理だというのはこの意味においてである。この種の理解の仕方でもって、経済行為なり経済組織なりの内容を明らかにしようとした試みに、わたくしは、残念ながら、まだ多くは接していないのである。だからわたくしとしては、この考えを今後も徹底させて、経済の諸問題を考えたいと思うのである。

G. S. バチンチェフ『矛盾と弁証法』(1963年)という書物が邦訳された(武井勇四郎訳, 合同出版, 竹内良知のまえがきをつけて)。上にしるした関心をもってこの訳

書を読んで、多くの興味をおぼえた。紹介をかねて、少しく感想を書きつけよう。

Ⅰ

この書物のもとの表題は『弁証法的論理学のカテゴリーとしての矛盾』という。弁証法論理における矛盾の本質を問おうとしたものであることは、この表題からして、あきらかである。

著者がこの書物のなかでもっともつよく主張したい点は、矛盾というものが弁証法的論理学に固有で基本的なカテゴリーであるということである¹⁾。ではこの矛盾——著者はこれを「弁証法的矛盾」と名づける——の構造とはどういうものなのか。著者の見解は、わたくしが前にしるした拙論において主張したところとひとしいと思うのであるが、それは、著者が弁証法的矛盾をば、普通に考えられるように、一重の矛盾対立としてではなく、二重の矛盾として考えていることが、明らかであるからである。すなわち、著者はいう。

「……この矛盾〔弁証法的矛盾——引用者〕の問題自体のもつアンチノミーとは左記のごとくである。〔改行〕弁証法的矛盾はどうしてもアンチノミーとして、つまり未解決の矛盾としてつかまれば明確に表現されなければならない。しかし同様にどうしてもそれはアンチノミーとしてでなく、その成果において解決された矛盾としてつかまれば明確に表現されなければならない。それとも、このアンチノミーを弁証法的と形式的アンチノミーとの相互関係の平面で定式化するなら、弁証法的矛盾はどうしても形式的アンチノミーにおいて述べられなければならないし、同様にどうしても形式的アンチノミーにおいて述べられてはならない。似たようなケースでマルクスが語った如く、「以上が問題の条件である。Hic Rhodus, hic salta!²⁾」

ここに、二重の矛盾が明示されているのだ。第一に、アンチノミー、矛盾対立という意味での矛盾。第二には、そのアンチノミーが矛盾していないという契機があることが語られているが、それはその矛盾対立が解決されて、統一・調和の状態にあるということである。とすると、第一と第二とは正にひとつの矛盾対立ではないのか。そしてこの二種の矛盾が弁証法的矛盾のなかにあることを主張する著者なのである。

この主張は、わたくしが弁証法的対立の構造として指摘するものと一致している。わ

1) 『矛盾と弁証法』16ページその他。

2) 同書、75ページ。マルクスから引用句は『資本論』第1巻第2篇第四章の「貨幣の資本への転化」の中のある一節からのものである。すなわち、その章の第2節「一般的定式的矛盾」の最後のパラグラフであって、ここに引用句の直ぐまえに、貨幣所有者を幼虫にたとえ、資本所有者を蝶と考へて、「貨幣所有者の蝶への成長は、流通部面で行なわれなければならないし、また流通部面で行なわれてはならない。」とある。(„Das Kapital“, Bd. I, Marx-Engels Werke, Bd. 23, S. 181.) 有名な句であるけれども、念のためにしるしておく。

たくしの主張はこうである。——矛盾対立はひとつの対立である。しかし、対立する二契機が「相互依生」——それぞれがたがいに他のものを自分の存立の条件となり合っていること——の関係にあるということ、このことが第二の対立である。そしてこの二つの対立がはなれがたく結びついていて、重層的な関係にあるということこそ、弁証法的構造というべきものである。著者は第一の対立をアンチノミーあるいは「未解決の矛盾」として表現し、第二の対立を「解決された矛盾」を書いたりしているのである。つまり対立と統一（あるいは同一）との二重の対立の矛盾的自己同一という事態が正しく認識されているのである。

さて、わたくしがさきに対立の三つの層と呼んだものの中で、弁証法的矛盾（あるいは対立）という層が第三の、もっとも深い層の構造をしめす概念であることは明らかであろう。弁証法の論理でもって現実の真相をとらえようとするほどの人は、この層のふかみにまで入って、そこから現実を語るのではなくてはならない。しかしながら、世には、わたくしが反対対立といい、矛盾対立と呼んだ層の対立にたいする理解でもって、現実の構造が語られうるかのように思う人が多いのである。その人がそんな弁証法以前の論理でもって考えながら、しかも弁証法を云々することがあるのだから、滑稽というほかはない。バチンチェフもまた、そういう抽象的で、非弁証法的な立場に批判を加えているのである。

バチンチェフは上の抽象的な対立観で弁証法が説けると考える立場を、「認識の顛倒形態の二つの極」と呼んでいる。そして、反対対立を強調し、区別することをもって論理的操作の重点と考えて、それでもって弁証法的矛盾を清算できるとする立場をば、「区別主義（ディスタインクティズム）」と呼ぶ。そして、矛盾対立を強調し、その矛盾を未解決の形で維持し意味づけようとする考えをば、「アンチノミー主義」と名づけるのである。

これらの二つの立場について、著者はつぎのことを指摘する。まず、「区別主義」といわれるものについては、「区別主義者たちが自讃している、いわゆる厳密性なるものは、実は丸っきり、平板な悟性のもつせせこましい見と高慢ちきなペダンチズムにすぎない」と⁴⁾。経済学においても、弁証法的論理を無理解のままでもぎらいし、分析論理をのみ論理と考える人の多くは、この立場に立つ。かれらの論理を推進するものは「無矛盾性」というものである。真理とは矛盾のない陳述の体系のことだといわれる。しかしこの人たちは悟性の偏狭さにわざわざいわれているのだと、著者はいうのである。そして、現代においてこの立場をかかげているのは「新実証主義者」だと、主張する。

4) 同書、110ページ。

5) 同書、73ページ。

この思想は、言語を認識から独立させることによって、「言語の物神崇拜化」におちいっていると批判されている。

つぎに、アンチノミー主義と名づけられる矛盾対立の側面のみを強調する立場も、思想上に多かった。このことを論じて、著者は哲学史を概観しているが、そこではっきりとわかることは、この思想が実証諸科学と対抗して自分の立場を主張しているということである。アンチノミーが強調されるために、悟性を否定する立場となり、弁証法が否定的な形でしか理解されないことになってしまう。古代のヘラクレイトス・ゼノン・ソクラテス・ソフィスト、こんな人たちが現実を説いたのは、こういう立場からであったという。

第三に、上の二つの立場とはちがって、「矛盾対立」を統一する立場から連観的に現実をみる見地がある。ルネッサンス時代のクザヌスをはじめ、ブルーノにおいてあらわれる汎神論的な立場や、そのあとをのこしているドイツ観念論がこれである。カントをはじめとし、フィヒテにおいて明らかになり、シュリングのロマン主義的な直観によって頂点に達する思想は、あたかも、弁証法的対立をば対立が止揚された形でとらえようとするものであった。そこには芸術的直観があり、自己観照はあるが、行動的な契機はまったくなくなってしまうのである。この第三の立場は弁証法的矛盾を統一（あるいは同一）の相の下にみようとするものである以上、これまた、弁証法的抽象的なつかみ方である。弁証法的矛盾をあるがままの形でとらえるのは、芸術的直観の立場からであるのではなく、行動の立場からであると、著者はいう。

この点で注目してよいと思われるのは、著者がヘーゲルの思想にたいして特別の位置をあたえようとしていることである。いわく、「アンチノミー主義の克服のためになされたこの上ない大きな事業は、……（中略）……ヘーゲルによって成しとげられた。彼は観念論という制約された形式にせよ重大な発見を行なった、つまり単一の哲学科学——弁証法的論理学における存在論と認識論と認識する思考の内容ある論理学との一致という発見である。」⁶⁾「ヘーゲルは弁証法的に把握された諸カテゴリーの一般図形を意識的に画きあげた最初の人であった。」⁷⁾

以上の三つの立場よりも具体的に、現実をその総体性においてとらえるのが弁証法的論理であるが、これは行動にともなう理性的認識の過程をたどることによって、明らかになるはずのものである。これは「あらたな概念の総合においてアンチノミーの解決にむかう思考の発見法的運動形態」である⁸⁾。つまり弁証法的矛盾を具体的な形でとらえ

6) 同書、70-1ページ。

7) 同書、53ページ。

8) 同書、149ページ。

るのは、発見するという行動における「純然たる内的移行」においてである⁹⁾。この内的移行といわれるものの本質は、著者においても、十分に明らかではない。けれどもともかく、単なる認識作用の中に生じるものではなく、実践による対象形成にともなって生じる対象把握の内容であり、実践と認識との重なり合ったところで見られるものであるだろう。

Ⅲ

上にのべた、パチンチェフの主張する、弁証法的構造は、わたくしの賛成できるところが多い。この書物は理解しやすいものでは決してないが、独創性に富んだ理論を随所に展開してみせてくれる。ソビエトの思想には、スターリン時代以来、極端な教条主義や「引用学」の傾向が強くて、自由な思索がみられないというのが、われわれの先入見になっているが、現代においては、自由な思索の芽が相当にのびて来ているといえるのではなかろうか。少くとも、本書はその先入見をとり去って、虚心に読みすすめるに足る思考力をばそなえた研究だといえるであろう。

9) 同書, 150ページ。